

## 第46回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年5月14日（金）19：00～

場所：県庁7階 災害対策本部室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

(1) 「まん延防止等重点措置」の要請内容について

(2) 各部局からの報告事項

(3) その他

### 4 閉 会

# ＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

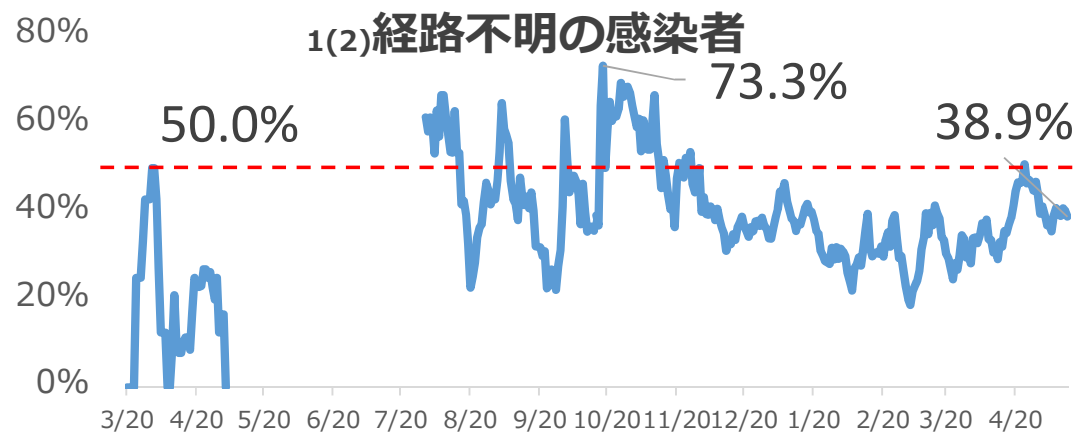
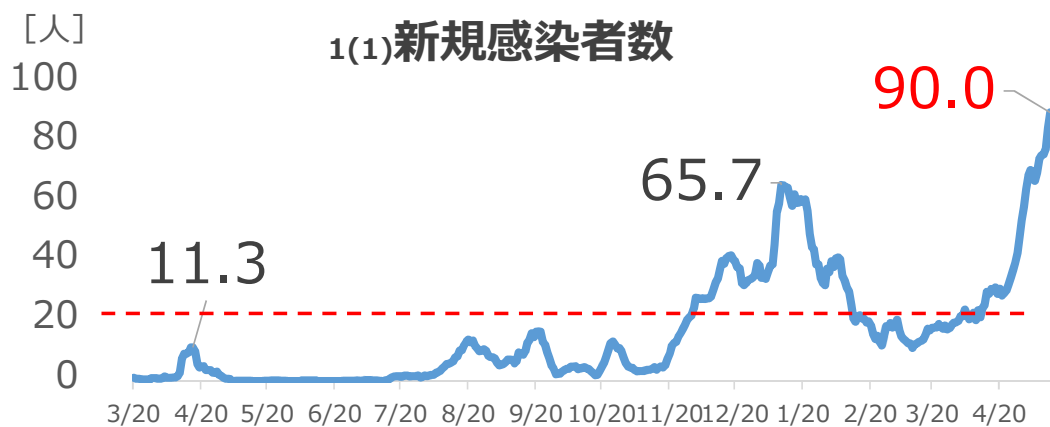
項目		内容※	現在値※ (5/13)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 <b>20</b> 人/日	<b>90.0</b> 人	<b>90.0</b> 人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 <b>50</b> %	<b>38.9</b> %	<b>73.3</b> %
	(3)検査の陽性率	平均 <b>7</b> %	<b>9.3</b> %	<b>18.9</b> %
2 医療提供体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 <b>1 / 2</b>	74台中 <b>16</b> 台	<b>17</b> 台
		②うちECMO使用 <b>1 / 3</b>	12台中 <b>3</b> 台	<b>5</b> 台
	(2)病床の稼働率 (432床中)	警戒度1 <b>15</b> %未満 警戒度2 <b>15</b> %以上 警戒度3 <b>40</b> %以上 警戒度4 <b>70</b> %以上	<b>63.4</b> %	<b>74.8</b> %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。

※ 1の(1)～(3)は**1週間**の移動平均。

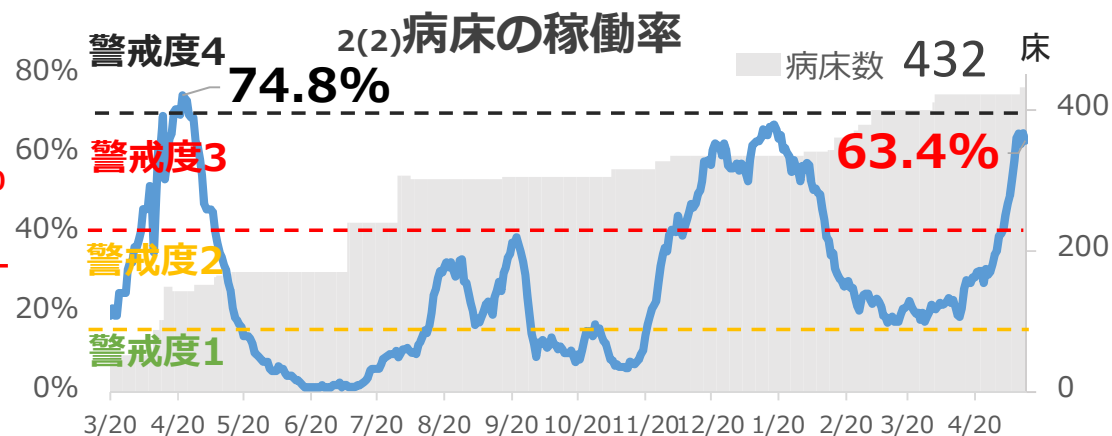
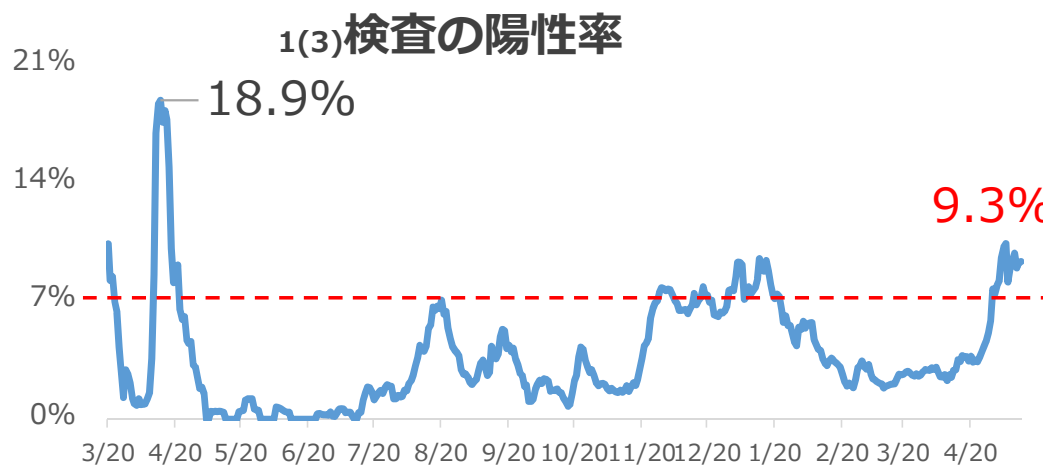
※ 陽性率は、推定値で民間・病院の検査結果により後日変動します。

# 判断基準 客観的な数値の推移



※ 1(1)~(3)は1週間の移動平均値

※ R2.5.11~8.3は判明数が少ないため、割合ではなく人数で判断



※ 検査には、抗原検査を含みます。(R2.5.31~)

※ 陽性率は、推定値で民間・病院の検査結果により後日変動します。

# まん延防止等重点措置（案）：5/16～6/13

R3.5.14 危機管理課

区分	市町村	県民への要請		イベント開催			
		外出等		収容率		開催時間	
措置区域	10市町 (前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活に必要な場合を除き、日中を含めた不要不急の外出自粛</li> <li>午後8時以降、飲食店を利用することは、自粛</li> </ul>		大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの  飲食を伴うが発声がないもの	大声での歓声、声援等が想定されるもの	5,000人	午後9時まで
		<ul style="list-style-type: none"> <li>県外（特に緊急事態宣言地域）との不要不急の往来は、自粛</li> <li>路上や公園等における集団での飲酒は、自粛</li> </ul>		100%以内	50%以内		
その他の区域	上記以外の25市町村						

※詳細は別添のとおり（収容率又は人数制限の小さいほう）

# まん延防止等重点措置（案）：5/16～6/13

R3.5.14 危機管理課

区分	市町村	事業者への要請		その他
		時短要請（5/16～6/13）		
		飲食店	その他の施設	
措置区域	10市町 （前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町）	<b>【業種】</b> 飲食店、喫茶店、バー等 <b>【営業時間】</b> 午前5時から午後8時 （酒類提供は終日、自粛） ※詳細は別添のとおり	<b>【業種】</b> 劇場、集会場、運動施設、博物館、遊技場、物販販売業を営む店舗、サービス業を営む店等 <b>【営業時間】</b> 午前5時から午後8時 （イベント開催時は午後9時まで） ※1,000㎡超は特措法に基づく要請 ※1,000㎡以下は法に基づかない働きかけ ※詳細は別添のとおり	・高齢者施設・病院における直接面会禁止  ・テレワーク等により出勤者の7割減を目標
その他の区域	上記以外の25市町村	<b>【業種】</b> 同上 <b>【営業時間】</b> 同上 （酒類提供は午前11時から午後7時まで） ※詳細は別添のとおり	<b>【業種】</b> 同上 <b>【営業時間】</b> 同上 ※面積にかかわらず、法に基づかない働きかけ ※詳細は別添のとおり	

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための県有施設の対応について

県民の日常生活や健康の維持に配慮しつつ、不要不急の外出を抑制するため、令和3年5月16日から6月13日までの間、以下のとおり県有施設の閉館や利用制限を実施します。

No.	名称	備考
<b>I 閉館する施設</b>		
1	群馬会館	予約済の利用のみ対応（主催者には中止又は時間短縮の検討を要請）
2	昭和庁舎	予約済の利用のみ対応（主催者には中止又は時間短縮の検討を要請）
3	近代美術館	予約済の学校団体のみ受け入れ
4	館林美術館	予約済の学校団体のみ受け入れ
5	歴史博物館	予約済の学校団体のみ受け入れ
6	自然史博物館	予約済の学校団体のみ受け入れ
7	土屋文明記念文学館	
8	群馬県民会館（バイシア文化ホール）	予約済の利用のみ対応（主催者には中止又は時間短縮の検討を要請）
9	自然史博物館附帯ホール（かぶら文化ホール）	予約済の利用のみ対応（主催者には中止又は時間短縮の検討を要請）
10	世界遺産センター	
11	史跡上野国分寺跡	ガイダンス施設を閉館
12	観音山古墳	石室見学の休止を継続
13	埋蔵文化財調査センター発掘情報館	図書室も併せて閉館
14	ぐんま男女共同参画センター	予約済のもののみ対応
15	NPO・ボランティアサロンぐんま	・予約済の方のみ対応 ・今後の相談については電話・メール・ズーム等により対応
16	消費生活センター	電話相談のみとし、来所相談は原則中止
17	群馬県社会福祉総合センター	・会議室：昼間の予約済のみ対応 ・福祉用具・住宅モデルルーム展示場：閉鎖
18	群馬県福祉マンパワーセンター	・無料職業紹介：来所相談は中止（電話・メールのみ対応） ・研修事業：中止
19	ゆうあいピック記念温水プール	
20	野鳥の森施設（小根山森林公園内）	屋外施設を含め、利用不可
21	日本絹の里	5月15日から感染拡大防止のため閉館
22	群馬県勤労福祉センター	既に予約済の会議等については、勤労福祉センターガイドラインに基づく感染対策を講じた上で実施可能
23	Gメッセ群馬（群馬コンベンションセンター）	予約済の利用のみ対応（開館時間は20時まで）
24	群馬ヘリポート・ヘリコプター学習館	

No.	名称	備考
25	群馬県公社総合ビル	・多目的ホールは、予約済の利用のみ対応（中止の検討を要請） ・研修室・会議室は、ビル入居団体以外への貸出しは中止し、予約済の利用のみ対応（中止の検討を要請）
26	北毛青少年自然の家	まん延防止措置市町村非該当の既に予約済の学校団体利用のみ受け入れる。
27	妙義青少年自然の家	
28	東毛青少年自然の家	
29	生涯学習センター	予約済の昼間の利用のみ対応（予約済みであっても創作活動作品展示室は利用不可）
30	ぐんま天文台	既に予約済の学校団体利用のみ受け入れる。
31	ぐんま昆虫の森	既に予約済の学校団体利用のみ受け入れる。
32	群馬県青少年会館	予約済の昼間の利用のみ対応
<b>II 制限や対策を講じた上で利用を継続する施設（屋外施設、県民の日常生活や健康の維持に必要な施設等）</b>		
1	総合スポーツセンター （ALSOKぐんま総合スポーツセンター）	・予約済のみ利用可能とし、20時までの開館とする。 ・新規予約の受付は中止
2	ライフル射撃場	開場は20時まで
3	ぐんまこどもの国児童会館 （金山総合公園内）	入館者数の制限、感染予防策の徹底及びイベントの中止を行った上で開館
4	ふれあいスポーツプラザ	・屋内施設の利用中止、屋外施設は利用継続 ・開館時間：9時～16時（消毒等のため、12時～13時は閉館）
5	赤城公園	・自然公園（園地、駐車場、野外トイレ）は利用可 ・建物（ビジターセンター）の利用は中止（職員はセンター内で電話対応） ・キャンプ場は、閉鎖を継続 ・トライアルサウンディングに伴う売店工事等については継続
6	榛名公園	・自然公園（園地、駐車場、野外トイレ）は利用可 ・建物（ビジターセンター）の利用は中止（職員はセンター内で電話対応）
7	妙義公園	・自然公園（園地、駐車場、野外トイレ）は利用可 ・ビジターセンターは無い。
8	山の鼻ビジターセンター（尾瀬国立公園内）	・屋外トイレ（山の鼻・竜宮）は利用可 ・ビジターセンターは、展示室・レクチャールームの利用は中止（屋外に面したセンター窓口を設け、職員による窓口対応及び情報提供は継続）
9	緑化センター・緑化センター 附属見本園	・屋外（園地、駐車場、屋外トイレ）は利用可 ・建物の利用及び県主催の催しは中止
10	群馬県憩の森・森林学習センター	・屋外（園地、駐車場）は利用可 ・建物の利用及び県主催の催しは中止
11	伊香保森林公園	・森林公園（園地、駐車場、屋外トイレ）は利用可 ・建物の利用及び指定管理者主催の催しは中止
12	赤城森林公園	・森林公園（園地、駐車場、屋外トイレ）は利用可 ・建物の利用及び指定管理者主催の催しは中止
13	赤城ふれあいの森（SUBARUふれあいの森 赤城）	・森林公園（園地、駐車場、屋外トイレ）は利用可 ・建物の利用及び指定管理者主催の催しは中止
14	さくらの里	・森林公園（園地、駐車場、屋外トイレ）は利用可 ・建物の利用及び指定管理者主催の催しは中止

No.	名称	備考
15	桜山森林公園	・森林公園（園地、駐車場、屋外トイレ）は利用可 ・建物の利用及び指定管理者主催の催しは中止
16	みかぼ森林公園	・森林公園（園地、駐車場）は利用可 ・トイレ以外の建物の利用及び指定管理者主催の催しは中止
17	21世紀の森	・森林公園（園地、駐車場、屋外トイレ）は利用可 ・建物の利用及び指定管理者主催の催しは中止
18	ぐんまフラワーパーク（カネコ種苗ぐんまフラワーパーク）	・感染防止対策を強化、徹底した上で営業 ・集客イベント（キャラクターショー、花火、園芸体験教室等）は中止 ・レストランは屋外飲食（テイクアウトのみ） ・売店は入場者数を制限
19	馬事公苑	ナイター乗馬の時間短縮（20時閉苑）（ナイターは6月1日～）
20	群馬県アンテナショップぐんまちゃん家	・所在地が東京都のため、緊急事態宣言発出に伴う都の要請等に基づき対応 ・1階ショップ：11時～18時（短縮営業） ・2階レストラン：臨時休業
21	利根川河川境運動場（伊勢崎市）	・野球場は感染リスクの低い屋外施設のため利用可。ただし、緊急事態宣言発令地域在住者は利用不可 ・なお、施設所在地である伊勢崎市の施設が利用休止となった場合にはその取扱いに準じる。
22	烏川河川玉村運動場（玉村町）	・キャンプ場、BBQ場は利用不可 ・野球場は感染リスクの低い屋外施設のため利用可 ・なお、施設所在地である玉村町の施設が利用休止となった場合にはその取扱いに準じる。
23	敷島公園	・感染防止対策を行った上で開園 ・スポーツ施設の個人、団体利用の新規受付は中止
24	金山総合公園	・感染防止対策を行った上で開園 ・遊具、ふれあい工房、レストハウスは利用を中止
25	観音山ファミリーパーク	・感染防止対策を行った上で開園 ・バーベキュー場、クラフト工房、サービスセンター（交流室）は当面の間、利用を中止 ・ハンモック遊具は利用を中止
26	多々良沼公園	・感染防止対策を行った上で開園 ・ボランティアセンターの一般利用は利用を中止
27	玉村ゴルフ場	・営業時間の短縮（20時まで） ・酒類の提供を終日中止し、酒類の持ち込みも禁止
28	前橋ゴルフ場	・宴会、パーティー利用の中止
29	板倉ゴルフ場	・レストランにおける感染防止（黙食の徹底）のためのレイアウト変更
30	新玉村ゴルフ場	・浴槽の使用を中止 ・ロッカールーム等の利用者数の制限
31	文書館	・公文書管理条例に基づく県民等の利用請求に応答する当館の機能を維持するため平日のみ開館（土・日・祝日は休館） ・電話による事前予約制 ・利用時間の制限（2時間まで）
32	県立図書館	利用可能（人数（20人以下）・時間（30分目安）・一部施設制限あり）